

諸外国・地域の規制措置（平成27年5月1日現在）

- ・掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、農林水産省は利用者が各ホームページの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- ・各国・地域の詳細な規制内容については、掲載した各国政府HP等を御参考に、各国の政府機関へ御確認して下さい。
- ・各国・地域から求められる政府作成の各種証明の取扱いについては、輸出国との間で発行条件等に関する協議が整い次第、順次当ホームページに掲載します。

① 日本のすべての又は一部の食品につき輸入停止／他の食品につき証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP			
※水産物については、 「 韓国による日本産水産物の輸入規制強化について 」(水産庁HP) を参照願います。	福島	ほうれんそう、かきな等、かぶ、梅、ゆず、栗、キウイフルーツ、大豆、小豆、米、原乳、きのこ類、たけのこ、たらのめ、くさそてつ、こしあぶら、ぜんまい、わさび、わらび、ウド、イカナゴ、ヤマメ、ウグイ、アユ、イワナ、コイ、フナ、アイナメ、アカガレイ、アカシタビラメ、インガレイ、ウスメバル、ウミタナゴ、ムシガレイ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、シロメバル、スケソウダラ、スズキ、ニベ、ヌマガレイ、ババガレイ、ヒガンフグ、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、マアナゴ、マガレイ、マコガレイ、マゴチ、マダラ、ムラソイ、メイタガレイ、ビノスガイ、キタムラサキウニ、サブロウ、エゾイソアイナメ、マツカワ、ナガヅカ、ホシザメ、ウナギ、ショウサイフグ、サヨリ、飼料	輸入停止						
	群馬	ほうれんそう、かきな、茶、きのこ類、ヤマメ、イワナ、飼料							
	栃木	ほうれんそう、かきな、きのこ類、たけのこ、くさそてつ、さんしょう、こしあぶら、茶、たらのめ、ぜんまい、わらび、栗、ウグイ、イワナ、ヤマメ、飼料							
	茨城	ほうれんそう、かきな等、パセリ、きのこ類、たけのこ、こしあぶら、茶、原乳、メバル、スズキ、ニベ、ヒラメ、アメリカナマズ、フナ、ウナギ、コモンカスベ、イシガレイ、マダラ、飼料							
	宮城	きのこ類、たけのこ、くさそてつ、たらのめ、こしあぶら、ぜんまい、そば、大豆、米、スズキ、ウグイ、ヤマメ、マダラ、ヒガンフグ、イワナ、ヒラメ、クロダイ、アユ							
	韓国	千葉	ほうれんそう、かきな等、きのこ類、たけのこ、茶、ギンフナ	ほうれんそう、かきな等は3市町（旭市、香取市、多古町）のみが対象。	駐日大韓民国大使館（経済部） 電話 03-3225-8667 E-mail economic.jp@mofat.go.kr （問い合わせ時には、住所、電話番号、E-mailアドレスを添えること）	○食品医薬品安全処：食品 http://www.mfds.go.kr/index.do ○農林畜産食品部：飼料 http://www.mafra.go.kr/main.jsp			
	神奈川	茶							
	岩手	きのこ類、こしあぶら、ぜんまい、わらび、せり、たけのこ、そば、大豆、マダラ、イワナ、ウグイ、スズキ、クロダイ							
	長野	きのこ類、こしあぶら							
	埼玉	きのこ類							
	青森	きのこ類、マダラ							
	山梨	きのこ類							
	静岡	きのこ類							
	北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島（16都道県）	上記県産品目を除く全ての水産品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求				平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明書		
	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡（13都県）	上記県産品目及び水産品を除く全ての食品							
	北海道、青森、岩手、宮城、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島（12都道県）	養魚用飼料、魚粉							
	青森、岩手、宮城、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡（9県）	その他の飼料（牛、馬、豚、家禽等）							
	13都県以外（水産品については16都道県以外）	全ての食品		政府作成の産地証明書を要求					

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
中国	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野（１０都県）	全ての食品、飼料	輸入停止	・日本産食品の海外輸出業者又は代理業者は、登録が必要 ・日本産食品の中国輸入業者に対し、輸入及び販売記録制度の導入	駐日中国大使館 経済商務処 電話 03-3440-2011 FAX 03-3446-8242	
	１０都県以外	野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物産品	政府作成の放射性物質検査証明書及び産地証明書を要求			
		水産物	上記に加え、中国輸入業者に産地・輸送経路を記した検疫許可申請を要求			
		その他の食品・飼料	政府作成の産地証明書を要求			
ブルネイ	福島県	食肉、水産物、牛乳・乳製品	輸入停止		駐日ブルネイ・ダルサラーム国大使館 電話:03-3447-7997	
		野菜・果実（生鮮・加工）、いも類、海藻、緑茶製品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求			
		上記以外の品目	政府作成の産地証明書を要求			
	福島県以外	全ての食品				
ニューカレドニア	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨、長野（１２都県）	全ての食品、飼料	輸入停止	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明書		ニューカレドニア http://www.gouv.nc/
	１２都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明書を要求			
レバノン	福島、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川（６県）	左記県における出荷制限品目	輸入停止		駐日レバノン大使館 電話 03-5114-9950	
	４７都道府県	上記県産品目を除く全ての食品	産地が記載された指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求 レバノンにて検査を実施			

② 日本のすべての食品につき証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
インドネシア	4 7 都道府県	牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜、加工食品、ミネラルウォーター	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求	報告書がない場合はインドネシアにて全ロット検査	駐日インドネシア大使館 電話 03-3441-4201 FAX 03-3447-1697	
		水産物、養殖用薬品、えさ	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	証明書がない場合はインドネシアにて検査		
アルゼンチン	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟（7 県）	全ての食品（種子は対象外）	政府又は亜国家原子力委員会作成の放射性物質検査証明書を要求、政府作成の産地証明書及び輸入業者作成の放射性物質に係る宣誓書を要求		駐日アルゼンチン大使館 電話 03-5420-7101	○宣誓書の様式(保健省国家医薬品・食品・医療技術監督庁) http://www.anmat.gov.ar/comunicados/Productos_Japon.pdf
	上記 7 県以外	全ての食品（種子は対象外）	政府作成の産地証明書及び輸入業者作成の放射性物質に係る宣誓書を要求			
	4 7 都道府県	飼料	政府作成の産地証明書を要求			
仏領ポリネシア	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡（1 2 都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	平成23年3月11日より前に収穫・加工されたことを示す証明書を要求		仏領ポリネシア http://www.presidence.pf/
	1 2 都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明書を要求			
アラブ首長国連邦	青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡（1 5 都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求（※） 輸入国にてサンプル検査が行われる場合がある	平成23年3月11日以前に生産及び製造した食品については、日付証明書（※）ドバイ首長国及びアブダビ首長国については、 ①15都県は指定検査機関作成の放射性物質検査報告書で輸入が認められる。 ②15都県以外は産地証明書で輸入が認められる。（なお、産地証明については、ドバイ首長国は①の報告書でも輸入が認められる。また、アブダビ首長国は商工会議所のサイン証明でも輸入が認められる。）	駐日アラブ首長国連邦大使館 電話 03-5489-0804	
	1 5 都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明書を要求（※）			
イラク	4 7 都道府県	全ての食品	イラク政府指定検査機関作成の放射性物質検査証明書を要求		駐日イラク大使館 電話 03-5449-3231	
オマーン	4 7 都道府県	全ての食品	日本政府発行の「輸出事業者証明書」の写しを添付又は指定検査機関が発行する放射性物質検査報告書を要求		駐日オマーン大使館 電話 03-5468-1088	
		生鮮食品、果実、ミルク（粉ミルクを含む）	上記に加え、オマーンにてサンプル検査を実施			
カタール	4 7 都道府県	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求		駐日カタール大使館 電話 03-5475-0611	
クウェート	4 7 都道府県	全ての食品	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求 クウェートにて検査		駐日クウェート大使館 電話 :03-3455-0361	
サウジアラビア	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨及び長野（1 2 都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	平成23年3月11日より前に生産・加工した食品については日付証明書	駐日サウジアラビア王国大使館 電話 03-3589-5241	
	1 2 都県以外	全ての食品、飼料	放射性物質検査報告書を要求			
バーレーン	4 7 都道府県	全ての食品	日本政府発行の「輸出事業者証明書」の写しを添付又は指定検査機関が発行する放射性物質検査報告書を要求		駐日バーレーン王国大使館 電話 03-3584-8001	
エジプト	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡（1 1 都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求		駐日エジプト大使館 電話 03-3770-8022	
	1 1 都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明書を要求			
コンゴ民主共和国	4 7 都道府県	全ての食品及び農業加工品	放射性物質検査証明書を要求等		駐日コンゴ民主共和国大使館 電話 03-5820-1579	
モロッコ	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野（1 3 都県）	全ての食品及び飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	平成23年3月28日以前に日本を出港し、且つ、平成23年3月11日以前に収穫・加工されたものは規制の対象外	駐日モロッコ王国大使館 電話 03-5485-7171	
	1 3 都県以外	全ての食品及び飼料	政府作成の産地証明書を要求			

③ 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
シンガポール	福島県（全市町村）	林産物、水産物	輸入停止	放射性物質が検出された場合、通関不可	シンガポール農食品獣医庁 (Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore) Import & Export Regulation Department Tel: +[65]6325 7576 Email:ava_import&export_foodstuff@ava.gov.sg	○Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore http://www.ava.gov.sg/
		全食品及び農産物				
		米、食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品				
	茨城、栃木、群馬（３県）	林産物、水産物	政府作成の放射性物質検査証明書を要求			
		食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品	政府作成又は商工会議所作成の都道府県ごとの産地証明（商工会議所の場合はサイン証明）を要求			
	その他の都道府県	食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品、水産物				
香港	福島、茨城、栃木、群馬、千葉（５県）	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク	輸入停止		香港政府経済貿易代表部 電話 03-3556-8980 FAX 03-3556-8968 E-mail tokyo_enquiry@hketotyo.gov.hk	○香港経済貿易代表部（東京） http:www.hketotyo.gov.hk/
		食肉(卵を含む)、水産物	政府作成の放射性物質検査証明書を要求			
		加工食品				
	５県以外	全ての食品	香港にてサンプル検査			
マカオ	福島	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品	輸入停止	米、加工度の高い食品、飲料は、対象外		
	宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野（９都県）	野菜、果物、乳製品	輸入停止			
		食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品	産地が記載された指定検査機関作成の放射性物質検査結果報告書を要求			
	山形、山梨（２県）	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品				
台湾	福島、茨城、栃木、群馬、千葉（５県）	全ての食品（酒類を除く）	輸入停止		台北駐日経済文化代表処 電話 03-3280-7884 FAX 03-3280-7928 E-mail economy@roc-taiwan.org	
	５県以外	野菜・果実、水産物、海藻類、乳製品、ミネラルウォーターなどの飲料水、ベビーフード	台湾にて全ロット検査			
		加工食品	台湾にてサンプル検査			
フィリピン	福島、茨城（２県）	牛肉、野菜・果実、植物、種苗等	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求	牛肉は、衛生証明書を要求	駐日フィリピン大使館 電話 03-5562-1600	
	２県以外		産地証明書を要求			
	福島	ヤマメ、コウナゴ、ウグイ、アユ	輸入停止			
		上記以外の水産物	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書報告書を要求			
	茨城、栃木、群馬（３県）	水産物				
	福島及び３県以外		産地証明書を要求			
タイ	宮城、福島、群馬（３県）	野生動物肉(イノシシ、ヤマドリ及びシカ)	タイの告示で示された検査機関作成の産地が記載された放射性物質検査報告書を要求	平成23年3月11日以前に生産・加工された野生動物肉（イノシシ、ヤマドリ及びシカ）については日付証明書	駐日タイ王国大使館 電話 03-6661-3844 FAX 03-3791-1400 E-mail agrithai@extra.ocn.ne.jp	
	３県以外		政府作成の産地証明書又は商工会議所作成の原産地証明書（産出県が記載されたもの）を要求			

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
米国	青森	野生のキノコ類	輸入停止（平成27年4月3日付けのFDA輸入アラートに基づく）			
	岩手	タケノコ、原木クリタケ（露地栽培）、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、野生のキノコ類、野生のセリ、ゼンマイ、（野生の）コシアブラ、ワラビ、大豆、クロダイ、スズキ、イワナ（養殖を除く）、クマの肉、牛の肉、シカの肉、ヤマドリの肉				
	宮城	ゼンマイ、タケノコ、（野生の）コシアブラ、（野生の）タラノメ、クサソテツ、米、原木シイタケ（露地栽培）、野生のキノコ類、大豆、アユ（養殖を除く）、ヤマメ（養殖を除く）、クロダイ、ウグイ、スズキ、イワナ（養殖を除く）、牛の肉、クマの肉、イノシシの肉				
	山形	クマの肉				
	福島	原乳、野生のタラノメ、小豆、タケノコ、非結球性葉菜類（コマツナ、シュンギク、チンゲンサイ、ミズナ、サニーレタス、ホウレンソウ及びその他の非結球性葉菜類）、結球性葉菜類（キャベツ、ハクサイ、レタス）、アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー）、エンダイブ、キクチシャ、フダンソウ、コラード）、クリ、野生のフキノトウ、ゼンマイ、（野生の）コシアブラ、キウイフルーツ、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、キノコ類、クサソテツ、ワラビ、米、大豆、カブ、ウメ、フキ、ウワバミソウ、ユズ、カサゴ、アユ（養殖を除く）、アイナメ、アカシタビラメ、イカナゴ（稚魚を除く）、イシガレイ、ウスメバル、ウミタナゴ、エゾイソアイナメ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サブロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ナガツカ、ニベ、ヌマガレイ、ババガレイ、ヒガンフグ、ヒラメ、ホシガレイ、マアナゴ、マコガレイ、マゴチ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ビノスガイ、ヤマメ（養殖を除く）、ウグイ、ウナギ、イワナ（養殖を除く）、コイ（養殖を除く）、クマの肉、牛の肉、イノシシ肉、ヤマドリの肉、キジの肉、ノウサギの肉、カルガモの肉				
	茨城	原木シイタケ、タケノコ、野生のコシアブラ、スズキ、ウナギ、シロメバル、コモンカスベ、アメリカナマズ（養殖を除く）、イシガレイ、イノシシの肉				
	栃木	野生のタラノメ、タケノコ、クリ、野生のサンショウ、野生のゼンマイ、（野生の）コシアブラ、野生のワラビ、野生のクサソテツ、原木クリタケ（露地栽培）、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、野生のキノコ類、イワナ（養殖を除く）、牛の肉、イノシシの肉、シカの肉				
	群馬	野生のキノコ類、ヤマメ（養殖を除く）、イワナ（養殖を除く）、クマの肉、イノシシの肉、ヤマドリの肉、シカの肉				
	埼玉	野生のキノコ類				
	千葉	シイタケ、タケノコ、コイ、ギンブナ、ウナギ、イノシシの肉				
	新潟	クマの肉				
	山梨	野生のキノコ類				
	長野	野生のキノコ類、コシアブラ				
	静岡	野生のキノコ類				
	福島、栃木、岩手、宮城、群馬（5県）	牛乳・乳製品（輸入停止品目を除く） 上記品目以外の食品、飼料	米国の食品安全基準に違反していないことの証明の添付により許可され得る。		駐日米国大使館 電話 03-3224-5000	○米国食品医薬品局（FDA）： ・Import Alert http://www.accessdata.fda.gov/cms_ia/importalert_621.html ・Questions about Food Safety http://www.fda.gov/NewsEvents/PublicHealthFocus/ucm247403.htm#importjapan
	上記5県以外	全ての食品、飼料（輸入停止品目を除く）	米国にてサンプル検査			
ボリビア	福島	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 ボリビアにてサンプル検査		駐日ボリビア大使館 電話 03-3499-5441	
ブラジル	福島	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 （ポルトガル語翻訳付き）	平成23年3月11日より前に製造・梱包した食品は、日付証明書（ポルトガル語翻訳付き）	駐日ブラジル大使館 電話 03-3404-5211	

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
E U EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)	福島	全ての食品、飼料(酒類を除く)	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明書	(EU) 右記ホームページを参照	駐日欧州連合代表部 英語 http://www.euinjapan.jp/en/ 日本 http://www.euinjapan.jp/
	青森、山梨、新潟、静岡	きのこ類				
	秋田、山形、長野	きのこ類、タケノコ、タラの芽、ワラビ、コシアブラ				
	岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉（7県）	きのこ類、水産物（海藻、活きた魚及びホタテを除く）、タケノコ、タラの芽、ワラビ、ぜんまい、コシアブラ、くさそてつ、ウワバミソウ、大豆、コメ、そば				
	福島を除く46都道府県	上記品目を計50%以上含む加工品・調製品				
		上記以外の食品、飼料（茶、酒類を除く）	政府作成の産地証明書を要求（福島県産以外の茶については証明書は不要） 輸入国にてサンプル検査			
ロシア	福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京（6都県）	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書（放射性物質検査報告書を添付）を要求	平成23年3月11日より前に生産・加工した食品については、日付証明書	駐日ロシア大使館 電話 03-3583-4224 / 03-3583-5982 Fax 03-3505-0593	消費者権利保護・福祉分野監督庁
	6都県以外		ロシアにてサンプル検査			
	青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、千葉、新潟（8県）に所在する施設	水産品・水産加工品	輸入停止			動植物衛生監督庁
	8県以外に所在する施設		ロシアにてサンプル検査			

④ 検査強化

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
インド	47都道府県	全ての食品	インドにてサンプル検査を実施		駐日インド大使館 電話 03-3262-2391 FAX 03-3234-4866	
ネパール	47都道府県	全ての食品	ネパールにてサンプル検査を実施		駐日ネパール大使館 電話 03-3713-6241	
パキスタン	47都道府県	全ての食品	パキスタンにてサンプル検査（放射性物質検査証明書があれば検査を省略） （個人輸入の携行貨物はサンプル検査を除外）		駐日パキスタン大使館 電話 03-5421-7741	
ウクライナ	47都道府県	全ての食品	ウクライナにて検査を実施		駐日ウクライナ大使館 電話 03-5474-9770	
イスラエル	岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉（8県）	全ての食品	産地が確認できる書類（インボイス等）を要求 指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求 （イスラエルのサンプル検査は免除。ただし、放射性物質検査結果報告書が添付されていない場合は、イスラエルにてサンプル検査。）		駐日イスラエル大使館 電話 03-3264-0911	
	8県以外		産地が確認できる書類（インボイス等）を要求 イスラエルにてサンプル検査を実施		駐日イスラエル大使館 電話 03-3264-0911	
イラン	47都道府県	全ての食品	イランにてサンプル検査を実施		駐日イラン・イスラム共和国大使館 電話 03-3446-8011	
トルコ	47都道府県	全ての食品	トルコにて全ロット検査を実施			
モーリシャス	47都道府県	全ての食品及び農産物	モーリシャスにてサンプル検査を実施			

⑤ その他（規制措置の完全解除）

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
カナダ （これまで右の措置を講じていたが、平成23年6月13日から全て解除）	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨、長野（１２都県）	全ての食品、飼料（原材料を含む）	政府又は指定検査機関作成の放射性物質検査証明書を要求（3月11日より前に収穫・製造した食品については、その旨を証明できれば上記は不要） カナダにてサンプル検査を実施	適切な書類がないものは、通関を認めてよいか判断するため、当局によって留置・検査を実施	駐日カナダ大使館 電話 03-5412-6200	○食品検査庁 http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/imp/eartere.shtml
	１２都県以外		取扱業者作成の産出県、保管場所等の証明を要求 カナダにてサンプル検査を実施			
ミャンマー （これまで右の措置を講じていたが、平成23年6月16日から全て解除）	４７都道府県	全ての食品	ミャンマーにて検査を実施	ヤンゴン港及びヤンゴン国際空港でのみ実施	駐日ミャンマー大使館 電話 03-3441-9291 FAX 03-3447-7394	
セルビア （これまで右の措置を講じていたが、平成23年7月1日から全て解除）	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡（１１都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 セルビアにてサンプル検査を実施	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明書		
	１１都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明書を要求 セルビアにてサンプル検査を実施			
チリ （これまで右の措置を講じていたが、平成23年9月30日から全て解除）	４７都道府県	穀物、植物の根、塊茎、野菜、果実、肉、肉製品、魚介類・それらの派生品、牛乳・乳製品、幼児用食品	放射性物質検査証明書を要求		駐日チリ共和国大使館 電話 03-3769-0551/03-3769-0755	
メキシコ （これまで右の措置を講じていたが、平成24年1月1日から全て解除）	４７都道府県	全ての食品、飼料	輸入をマンサニージョ港、ベラクルス港及びメキシコシティー国際空港に限定		駐日メキシコ合衆国大使館 電話 03-3581-1131／03-3581-1135	
ペルー （これまで右の措置を講じていたが、平成24年4月20日から全て解除）	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟（７県）	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求		駐日ペルー大使館 電話 03-3406-4243 FAX 03-3409-7589	
ギニア （これまで右の措置を講じていたが、平成24年6月22日から全て解除）	４７都道府県	牛乳及び派生品、魚類その他の海産物	輸入停止		駐日ギニア共和国大使館 電話03-3770-4640	
ニュージーランド （これまで右の措置を講じていたが、平成24年7月15日から全て解除）	４７都道府県	茶	N Zにて検査を実施		駐日ニュージーランド大使館 電話 03-3467-2271	○NZ第一次産業省 http://www.foodsafety.govt.nz/
コロンビア （これまで右の措置を講じていたが、平成24年8月23日から全て解除）	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨、長野（１２都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求（スペイン語翻訳付き）		駐日コロンビア大使館 電話 03-3440-6451 FAX 03-3440-6724	
マレーシア （これまで右の措置を講じていたが、平成25年3月1日から全て解除） ※放射性物質検査の結果によっては、今後、必要に応じて規制措置が講じられる可能性あり。	福島	全ての食品	政府作成の産地証明書を要求 マレーシアにて全ロット検査を実施	平成23年3月11日より前に収穫・加工した食品については、日付証明書	駐日マレーシア大使館 電話 03-3476-3840	
	福島県以外	全ての食品	政府作成の産地証明書を要求			
エクアドル （これまで右の措置を講じていたが、平成25年4月3日から全て解除）	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨、長野（１２都県）	農畜産品及びその副産品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	平成23年3月11日より前に収穫処理された産品については、日付証明書	駐日エクアドル大使館 電話 03- 3499-2800/03-3498-3984 FAX 03- 3499-4400	
	１２都県以外		政府作成の産地証明書を要求			
ベトナム （これまで右の措置を講じていたが、平成25年9月1日から全て解除）	福島、茨城、栃木（３県）	生鮮食品	ベトナムにて全ロット検査（放射性物質検査証明書があれば検査を省略）		駐日ベトナム大使館 電話 03-3466-3311	
	３県以外		ベトナムにてサンプル検査（放射性物質検査証明書があれば検査を省略）			
豪州 （これまで右の措置を講じていたが、平成26年1月23日から全て解除）	宮城、山形、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京（８都県）	水産物（魚類）、茶、乾燥きのこ	豪州にて全ロット検査を実施		駐日オーストラリア大使館 電話 03-5232-4111	○豪州・農水林業省 http://www.daff.gov.au/aqis/import/food/notices/2009/2012/ifn_0712 （Importing Food from Japan (3 September 2011)）